

社会保障を中心とする税財政に関する提言

～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える社会保障制度の確立に向けて～

2024年10月16日

公益社団法人 関西経済連合会

目次

I. はじめに	…… 1
II. 基本的な考え方と重視すべき視点	
1. 中長期的視点に立った財政健全化と社会保障制度の再構築	…… 2
2. 経済社会における好循環の実現	…… 2
III. 中長期的視点に立った社会保障制度・税財政に関する提言【第1部】	
1. 持続的な社会保障制度に向けた改革 ～給付と負担のあり方を中心に～	
(1) 必要とされる程度に応じた給付・負担のあり方の見直し	…… 4
(2) 全世代が広く公平に負担する制度への見直し	…… 5
(3) 社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入	…… 6
(4) 制度の支え手の拡大およびセーフティネット機能の拡充	…… 7
(5) 社会保障に過度に依存しないための自助の促進および 病気の予防・健康づくりの後押し	…… 7
2. 環境変化をふまえた財政運営のあり方	
(1) 財政ガバナンスの強化および財政規律の確保	…… 9
(2) 安定的な財政基盤の構築に資する税制のあり方	……10
3. 新たな成長型経済への移行をめざした必要な税・社会保障制度の見直し	
(1) 個人のライフコースの選択に中立的な制度の構築	……12
(2) 分厚い中間層の形成に向けた負担の軽減・調整に関する対策	……13
IV. 2025年度税制改正に関する要望【第2部】	
1. 企業の成長力強化の後押し	……14
2. 所得拡大の後押し	……16
3. 地域活性化の後押し	……17
V. おわりに	……19

参考資料

I. はじめに

わが国財政は、当初予算の3割強を公債金で賄う状況が続いており、債務残高対GDP比は、諸外国と比べて突出して高い水準にある。また、長期金利の上昇に伴い足下で国債の利払い費が増え始めており、将来的には一層の増加が見込まれる。財政に対する信頼が低下した場合、極端な円安や金利の上昇を招き、企業の資金調達コスト増加による国際競争力の低下や国民生活へ大きな打撃を及ぼすことが懸念される。

そのような事態を避けるためには、合理的根拠にもとづいた適切な危機感のもと、健全な財政構造の構築が求められる。特に、制度の構造的な問題と相まって、高齢化の進展等に伴い膨張してきた社会保障費の見直しが重要となる。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、2025年度のPB黒字化目標を3年ぶりに明記するとともに、医療・介護分野等における不断の改革により、保険料負担の上昇を最大限抑制することが極めて重要であるとの方針・見解を示している。

今後、わが国が財政健全化と経済成長の両立を実現していくためにも、また、社会保障制度を将来にわたって持続的なものとするとともに現役世代の過度な負担を避けるためにも、痛みを伴う政策を選択肢から外すことなく、社会保障制度を中心とした抜本的な見直しが求められる。

本意見書では、提言全体に通ずる基本的な考え方と重視すべき視点を示したうえで、税制・財政・社会保障制度に関する提言を2部構成でとりまとめた。第1部では、中長期的な観点から社会保障制度を中心に税財政に関する提言を、第2部においては2025年度税制改正に関する要望を行う。

Ⅱ. 基本的な考え方と重視すべき視点

1. 中長期的視点に立った財政健全化と社会保障制度の再構築

わが国の財政状況や長期金利上昇による国債の利払い費増加の顕在化等をふまえると、中長期的視点に立った財政健全化とその実現に向けた道筋の明確化がこれまで以上に重要となる。そのため、財政の透明性・信頼性向上に向けた財政ガバナンスの強化および財政規律の確保に資する取り組み¹をより一層進めるとともに、歳入・歳出両面からの改革が急がれる。

歳入面では、増税も含めた安定的な財源確保と財政基盤の構築が、また歳出面では、その構造および内容の見直し、ワイズスペンディングの徹底等が求められる。とりわけ社会保障制度については、支え手たる現役世代の負担が拡大していることをふまえ、現行制度における受益と負担の乖離の見直しが不可欠といえる。さらには、労働市場の変化に対応したセーフティネット機能の維持・拡大や、子ども・子育て支援をはじめ未来を担う若年層に対する社会保障の拡充といった観点からの制度の再構築が不可避である。

2. 経済社会における好循環の実現

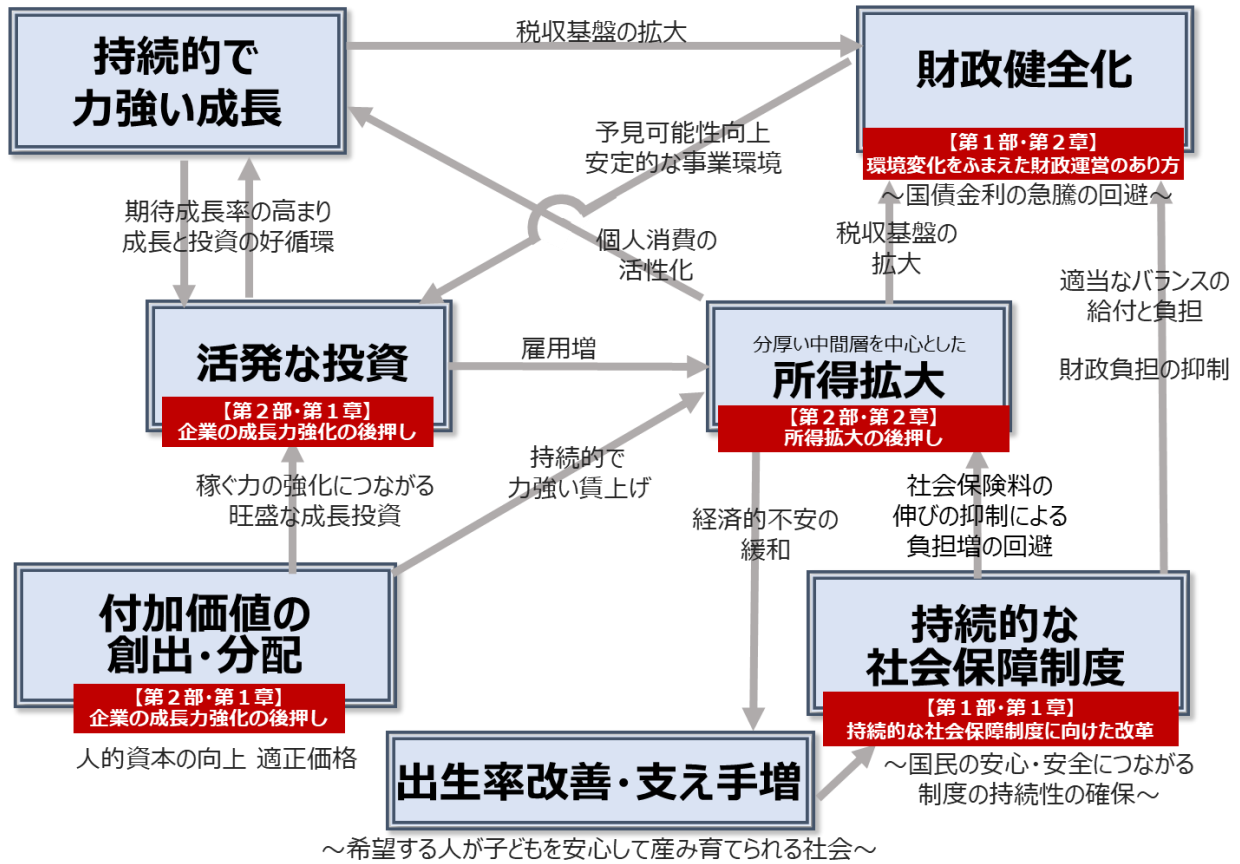
わが国が持続的で力強い成長を遂げるためには、付加価値を創出する主体である企業による投資（研究開発、設備、人的資本）を促しつつ、各ステークホルダーへバランスのとれた適正な付加価値の分配が行われることが重要である。とりわけ賃上げを起点とする給与所得の向上は、社会の安定に資する分厚い中間層を形成し、可処分所得の増加に伴う消費の拡大により、生産（高付加価値の財・サービス）が一層喚起されるといった好循環につながる。

加えて、社会情勢および働き方の変化をふまえるならば、昨今の賃上げの効果を妨げない、個人の選択に中立的な税制・社会保障制度へ見直しを図ることも重要となる。ライフコースに可能な限り中立的な制度とすることは、経済社会の支え手たる現役世代を厚くし、消費拡大・需要創出のみならず、社会保障制度の持続性を高めることにも寄与し、ひいては将来不安の払拭にもつながるものといえる。

こうした好循環が生み出されるためにも、税制・財政・社会保障制度の個別分野はもとより、分野を超えた一体的な観点から見直していくことが求められる。

¹ 当会では2022年6月に『わが国財政の信頼性・透明性向上に向けた独立財政機関に関する提言』を公表している。

＜経済社会における望ましい姿の好循環と本提言の関係性＞



第1部 長期的な視点に立った 社会保障制度・税財政に関する提言

1. 持続的な社会保障制度に向けた改革 ～給付と負担のあり方を中心に～

【重点要望事項】

柱となる考え方	重点要望項目
必要とされる程度に応じた給付・負担	年金以外からの所得が一定以上の高齢者を対象とした老齢基礎年金の支給額の逡減あるいは支給の停止 [P4]
	公的医療保険における疾患の重篤度や発病確率に応じた自己負担割合への見直し [P4]
全世代による広く公平な負担	現役世代の負担軽減に向けた公的医療保険における自己負担の見直し（全世代原則同率負担） [P5]
	公的医療保険・介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ [P5]
社会保障費の伸びを抑制する仕組み	医療・介護の給付費（対GDP比）に関する目標の設定 [P6]
	医療の保険料率のさらなる引き上げを抑える仕組みに関する検討 [P6]

（1）必要とされる程度に応じた給付・負担のあり方の見直し

公的年金は、保険料の納付期間などの受給資格等をふまえて受給権が発生するものの、基礎年金の財源の半分は国民が広く負担する税などから賄われる国庫負担である。この点を鑑みれば、年金以外の所得が一定以上の比較的ゆとりがある高齢者については、老齢基礎年金の支給額の逡減あるいは支給停止²を制度化すべきである。

公的医療保険においては、市販品類似薬を除外するなど適用範囲を適正化するとともに、共同で大きなリスクに備えるという社会保険の役割をふまえ、疾患の重篤度や発病確率に応じて自己負担の割合を見直す

² 老齢基礎年金の支給額の逡減あるいは支給停止については、全体的な給付水準の向上や将来世代の負担軽減に資するという観点から重要と考える。就労を阻害しかねないとの指摘もありうるが、対象となる年金以外の所得の一定以上の水準を相応の額に設定することで想定される懸念を解消できると考える。

べき³である（例えば、軽度の疾病には負担割合を高くして重度の疾病には負担割合を低くする）。

公的介護保険においては、要介護度が低い高齢者に対する利用限度額の引き下げや訪問介護における生活援助サービス等に関する給付の縮減などに取り組むべきである。

<要望項目>

- 年金以外からの所得が一定以上の高齢者を対象とした老齢基礎年金の支給額の逡減あるいは支給の停止【年金】
- 公的医療保険の適用範囲の適正化（市販品類似薬など必要性の低いものを除外）【医療】
- 公的医療保険における疾患の重篤度や発病確率に応じた自己負担割合への見直し【医療】
- 公的介護保険における要介護度が低い高齢者に対するサービスの見直し【介護】
（利用限度額の引き下げ、訪問介護における生活援助サービス等に関する給付の縮減）

（２）全世代が広く公平に負担する制度への見直し

公的医療保険における自己負担は年齢に応じて区分されているが、高齢者等における低い自己負担割合が過剰受診を招いているとの指摘もある。低所得者に一定の配慮をしつつ、全世代において原則同率の自己負担の割合にすべきである。加えて、不必要な受診を抑制するべく、外来受診時に少額（500円程度）の定額負担を求めるべきである。

公的介護保険における自己負担割合については、現行の現役並み所得や一定水準以上の所得の判断基準の引き下げを進めつつ、原則3割とすべきである。

公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額について、上限引き上げに向けて等級追加時の基準見直し⁴に着手すべきである。

また、所得に応じて額が決まる公的医療保険・公的介護保険の保険料の算定等に、金融所得を反映する仕組みが求められる（NISAにおける非課税所得を除く）。まずは、後期高齢者等における医療保険や介護保険の保険料等の算定にあたり、確定申告の有無によって差が生じる制度を見直すべきである。

³ 厚生労働省「『保険医療 2035』策定懇談会」が2015年に公表した『保険医療 2035 提言書』P35において、「必要かつ適切な医療サービスをカバーしつつ重大な疾病のリスクを支え合うという公的医療保険の役割を損なわないことを堅持した上で、不必要に低額負担となっている場合の自己負担の見直しや、風邪などの軽度の疾病には負担割合を高くして重度の疾病には負担割合を低くするなど、疾病に応じて負担割合を変えることも検討に値する」と示している。

⁴ 健康保険の標準報酬月額は50等級あり、下限は5.8万円、上限は139万円となっている。受益との関係において被保険者の納付意欲に与える影響等の観点から上限が定められている。直近では2016年4月より第48～50等級が追加されている。毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が「1.5%」を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、最高等級の上に等級を加えることができる（ただし、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が「0.5%」を下回ってはならない）とされている。

<要望項目>

- 現役世代の負担軽減に向けた公的医療保険における自己負担の見直し（全世代原則同率負担）【医療】
- 外来受診時における少額（500円）の定額負担の導入【医療】
- 公的介護保険における自己負担の見直し（原則3割負担）【介護】
- 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ（等級追加時の基準の見直し）【医療・介護】
- 公的医療保険・公的介護保険の保険料の算定へ株式配当などの金融所得（NISAにおける非課税所得を除く）を反映する仕組みの導入【医療・介護】

（3）社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入

公的年金については、名目下限措置（前年度より年金額を下げる調整までは行わない措置）を撤廃し、マクロ経済スライドを確実に発動することが最重要である。加えて、公的年金の支給開始年齢については、これまで段階的に引き上げられているが、今後の見直しにあたって、平均余命や現役世代の人口などを目安とする基準を設定すべきである。

公的医療保険・公的介護保険については、給付費の伸び⁵を経済成長の範囲内としていくことが重要である。そのために、まずはGDPに対する医療・介護給付費の割合について上限の指標を設定するとともに、その達成に向けて必要な制度の抜本的な見直しを検討すべき⁶である。例えば、公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進に加え、給付費の伸びを名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に留めるために診療報酬を調整する仕組み⁷の導入などが考えられる。

<要望項目>

- 年金における名目下限措置の撤廃によるマクロ経済スライドの確実な発動【年金】
- 公的年金の支給開始年齢を見直す際の目安（平均余命や現役世代の人口など）の設定【年金】
- 医療・介護の給付費（対GDP比）に関する目標の設定【医療・介護】
- 医療の保険料率のさらなる引き上げを抑える仕組みに関する検討【医療】
（公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進、名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に医療の給付の伸びを収めるための仕組み）

⁵ 今年4月の内閣府による試算によると、医療・介護の給付の対GDP比（現状投影ケース）は、2019年の8.2%から2040年に10.2%、2060年に13.3%と、その比率は拡大する見通しである。

⁶ 直近の2021年の国民医療費（45兆円）のうち、保険料と公費で全体の約88%が賄われているが自己負担は約12%（約5兆円）のみとなっている。自己負担について負担能力のあり方を中心に見直すことも重要ではあるが、医療費の歳入のうち自己負担が約12%しか賄われていないことを鑑みると、財政面での効果は限定的であること、また、大幅な自己負担増には限界があることから、給付費の伸びを抑制していくことが重要である。

⁷ 名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びを超えて医療費が伸びることを避けるとともに、診療報酬の安定的な推移が担保されることも期待される。またあわせて、医療経営の安定性を考慮した手立てを講じることや感染症の流行などの緊急時は適用対象外とすることが求められる。

(4) 制度の支え手の拡大およびセーフティネット機能の拡充

多様な働き方が広がる中、企業規模や業種に関わらず、健康保険・厚生年金保険が適用されるよう見直しを進めていくことが求められる。まずは、週所定 20 時間以上の短時間労働者における被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃、および個人事業所の非適用業種の解消、常時 5 人未満を使用する個人事業所への適用拡大⁸に着手すべきである。

また、基礎年金の保険料拠出期間の延長については、年金財政の安定化に加え、特に所得水準が比較的低い中間層および非正規労働者が多い就職氷河期世代の給付水準の向上といった観点からも重要である。課題である国庫負担分の財源については、全世代で広く薄く負担することも視野に入れつつ引き続き検討していく必要がある。

<要望項目>

- 健康保険・厚生年金保険の適用拡大（短時間労働者における企業規模要件の撤廃、および個人事業所の非適用業種の解消、常時 5 人未満を使用する個人事業所への適用拡大）【医療・年金】
- 基礎年金の保険料拠出期間の延長に向けた継続的な検討【年金】

(5) 社会保障に過度に依存しないための自助の促進および病気の予防・健康づくりの後押し

国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットとして社会保障制度は重要であるものの、過度に依存しないために、自らリスクに備えるとともに、高齢者をはじめ全世代が病気の予防や健康づくりに積極的に取り組むことが求められる。

老後における所得については、公的年金に加えて、個人の資産形成における自助努力を後押しする観点から、企業型 DC（企業型確定拠出年金）および iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金上限額を倍額程度に拡大すべきである。

病気の予防・健康づくりに向けて、現在、健保組合が進める特定健診・保健指導等の取り組み状況によって、後期高齢者支援金を加減算する仕組みが導入されているが、保険者による取り組みのインセンティブを高めるべく、その幅⁹を拡大すべきである。加えて、従業員の健康づくりのための機会や地域における高齢者の「通いの場」の創出など、健康経営や高齢者の健康増進に取り組む企業に対し、税制面による支援を検討すべきである。

⁸ 多様な働き方が広がる中、複数の事業所で勤務する者が労働時間等の合算により適用要件を満たす際に被用者保険を適用することについて、マイナンバーの活用なども視野に入れつつ、検討が進められることが望ましい。

⁹ 現行制度（2024～2026 年度）では、加算率は最小 1%～最大 10%、減算率は加算の規模に応じて同じ数値に設定される。

さらに、日常生活における健康指導・相談などをより円滑に行う観点から、プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備の他、医療資源の効率的な活用に向けてリハビリを重視する回復期病床への転換など病床数の適正化が求められ、これらは医療費抑制や医療機関の機能分化等にもつながると期待される。

<要望項目>

- 企業型DCおよび iDeCo の掛金上限額の倍額程度への拡大【年金】
- 特定健診・保健指導等に取り組む保険者に対するインセンティブのさらなる拡大（後期高齢者支援金の加減率の幅の拡大）【医療】
- 健康経営や高齢者の健康増進に取り組む企業に対する税制面による支援【医療・介護】
- プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備【医療・介護】
- 不要かつ長期の入院の見直しにつながる病床数の適正化【医療・介護】

○その他議論が深まることを期待したい内容（後期高齢者医療など）

- 後期高齢者医療制度における医療給付は、高齢化によって今後も増大が見込まれる。その財源のうち約4割が、健康保険組合や国民健康保険等からの「後期高齢者医療制度支援金」によって賄われており、現役世代を中心とした負担の上に成り立っている。昨今では、同支援金の負担増などによって財政状況が悪化し解散に至る健保組合も出てきている。今後、後期高齢者医療制度等の財源を目的税として徴収することも視野に入れるなど、財源のあり方について議論が深まることを期待したい。
- 高齢者を中心とした人生の最終段階における医療については、患者本人の意思の尊重をベースに、生活の質の向上や尊厳ある生き方を支えることを基軸¹⁰として考えられるべきである。今後、治療方針を前もって自身で考えることや家族間で話し合いを後押しするACP¹¹ (Advance Care Planning)のさらなる啓発や、マイナンバーカードの活用などを通じて治療方針に関する意思表示をやすくするといった環境整備¹²が求められる。また、給付の現状に関する客観的なデータの公表を通じて、自己負担のあり方等について議論が深まることを期待したい。

¹⁰ 厚生労働省の委託調査（2023年12月『人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査 報告書』）によると、病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき、口から栄養をとれなくなった場合に胃ろうを望まないと回答した一般国民は63.3%（わからないは26.0%）となっている。生命維持のための治療が行われることでむしろ生活の質を引き下げているケースもあると思われる。

¹¹ ACPは、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、その家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みをさす。

¹² 患者やその家族などが今後の治療の選択肢について医師から説明を受けた際、希望に沿った内容とはどのようなものか見定めが難しい中で判断が迫られることが想定される。治療内容を決断する際は、専門医に加えて、日頃から信頼を寄せる医療従事者の視点も極めて重要な要素になると考えられることから、プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備の重要性は高いと考える。

2. 環境変化をふまえた財政運営のあり方

【重点要望事項】

柱となる考え方	重点要望項目
財政ガバナンスの強化および財政規律の確保	独立財政機関の設置 [P9]
	2030 年度における財政健全化目標のあり方（PBの黒字化や財政収支の赤字幅の縮減および債務残高対GDP比に関する数値目標の設定） [P9]
	補正予算編成における一定の規律の確保 [P10]
安定的な財政基盤の構築に資する税制	消費税の税率引き上げに向けた条件や時期等の基準の設定 [P11]

（1）財政ガバナンスの強化および財政規律の確保

わが国財政のガバナンス強化や財政規律を確保していくにあたっては、恣意性を排除した現実的な試算をもとに改革を立案・実行していくことが求められる。そのため、財政運営や予算編成プロセスにおける信頼性・透明性向上に向けた抜本的な手立てとして独立財政機関を設置すべき¹³である。

財政健全化目標については、まず2025年度のPBの黒字化を確実に、かつ継続的に達成することが重要である。2030年度に至るまでの各年におけるPBの黒字化はもちろんのこと、国債の利払い費も含めた財政収支の赤字幅の縮減を目標とすること、加えて、財務指標の国際標準ともいえる債務残高対GDP比についても具体的な数値目標¹⁴の設定を検討すべきである。

そして、これら財政健全化目標の達成に向けた道筋の明確化が重要である。その一環として、新たな財政措置を導入する際に同時に財源を

¹³ 当会ではかねてより独立財政機関の設置を求めており、経済・財政・社会保障に関する中長期予測および予測の途中段階や事後における評価・検証、政府が掲げる財政計画についての評価や財政の持続可能性に関する分析などの機能を担うべきと考えている。なお、OECD加盟38カ国の内29カ国で設置されておりG7の中で日本だけが未設置となっている。

¹⁴ 債務残高対GDP比について、単に「安定的な引き下げ」を目標としているわが国と異なり、諸外国は、多くの国（IMFが財政ルールに関する情報を得た106カ国の内、81カ国）で上限目標を設けている。なお、『経済財政運営と改革の基本方針2018』では、2025年度のPB黒字化目標年度までの中間年である2021年度における中間指標として、債務残高対GDP比については180%台前半とすることを掲げていた。

決めるペイ・アズ・ユー・ゴー原則¹⁵を重視する方針の明示や単年度予算とも連動した中期財政フレームの導入とともに、大規模な補正予算が常態化していることをふまえ、諸外国の事例¹⁶も参考にしつつ、補正予算編成における一定の規律の確保を検討すべきである。

こうした財政健全化目標や財政規律の仕組みについて、国が責任を持って取り組むことを法的に担保することを明確に位置付ける「財政健全化基本法（仮称）」の制定が求められる¹⁷。

財政健全化を進めるには、税財政制度および財政状況等について、国民の理解と積極的な議論への参加が重要である。社会人はもとより、特に若年層において、納税の義務やわが国財政の現状を正しく理解し、社会や国のあり方を主体的に考える力を養うためにも、政府には、税財政に関する教育機会の創出や情報発信の強化を求めたい。

<要望項目>

- 財政運営や予算編成プロセスにおける信頼性・透明性向上に向けた抜本的な手立てとなる独立財政機関の設置
- 2030年度における財政健全化目標のあり方
(PBの黒字化や財政収支の赤字幅の縮減および債務残高対GDP比に関する数値目標の設定)
- 予算制度改革の推進（ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を重視する方針の明示や中期財政フレームおよび補正予算編成における一定の規律の確保）
- 財政健全化目標や財政規律の仕組みを法的に担保する「財政健全化基本法（仮称）」の制定
- 税財政に関する教育機会の創出や情報発信の強化

(2) 安定的な財政基盤の構築に資する税制のあり方

所得税については、各人の事情に配慮し各種控除が措置されているが、現在の環境や価値観等をふまえた上で、すべての控除が真に必要なか再検討すべきである。

¹⁵ 具体的な制度設計においては、交通インフラなど将来世代も直接的に便益を享受する施策を対象外とすることが求められる。

¹⁶ 米国では、2011年予算管理法により「緊急」の定義を含む一部指定要件の法定化や上限額設定等の取組がなされている。英国では、「歳出見直し」の制度化により、補正予算も含めた歳出管理がなされている。ドイツでは、補正予算に関する財政規律を連邦基本法（憲法）に明記している。

¹⁷ 米国では、法律で新たな恒久的施策の導入に際し、それに見合う財源確保を義務づけているほか、連邦政府の債務上限を超える国債発行を禁止している。英国も法律において、公的部門の財政収支対GDP比を2027年度迄に▲3%以内に抑制する「予算責任憲章」を定めている。EUでは、債務残高対GDP比60%以下等にするを条約で定めている。それに加えてドイツは、憲法で独自に財政収支均衡や連邦政府の構造的財政収支対GDP比0.35%の基準迄は公債発行が可能といった制度を設けている。

金融所得課税については、税負担の公平性の観点から適用税率の水準や課税方式の望ましいあり方も含めて検討を深めていくべきである。2025年より「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」のための措置¹⁸が実施されることになっているが、今後まずは対象者の拡大に向けた議論がなされるべきである。

消費税は、景気変動の影響を受けにくく特定の世代に偏らず広く公平に課される税である。そのため、税率の引き上げによる個人消費への影響を丁寧に見定めた上での判断が求められるが、複数年にわたりPBの黒字化が達成されなかった場合、また、医療・介護をはじめとする社会保障給付費のGDP比が一定水準を超えた場合などに、消費税の税率引き上げに向けて検討を開始するといった条件や時期等の基準を設けるべきである。また、法人税については、当会はかねてより法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打つべきであると提言している。国際競争力の確保、防衛費増額および子ども・子育て支援の財源における企業の負担などを鑑み、実効税率のあり方について検討されることを期待したい。

<要望項目>

- 所得控除の縮減および金融所得課税のあり方の検討
- 消費税の税率引き上げに向けた議論の開始についての条件や時期等の基準の設定
- 国際競争力の確保、防衛費増額および子ども・子育て支援の財源における企業の負担などを鑑みた、法人実効税率のあり方の検討

○その他議論が深まることを期待したい内容（地方税）

➤ 地方税については、公的サービスの費用負担、税負担の公平性の確保、応益課税の明確化や税収の偏在是正等の観点にもとづき、検討を深めることが不可欠である。

とりわけ地方法人二税については、法人所得の地理的偏在等に伴い自治体間の税収格差を生じさせている。地方財政支出における対個人向けの行政サービスが占める割合が高まっている点なども勘案するならば、地方税収における地方法人二税の割合を段階的に縮小し、地方税収の安定化を図るべきである。また、経済取引のデジタル化の進展等により、企業活動が変化していることを踏まえて分割基準を見直すべきである。さらに、法人住民税均等割の見直し（収益事業の実施有無といった法人形態に関わらずに課税することなど）が求められる。

あわせて、偏在性が小さく景気の変動に安定的な税収が期待できる地方消費税の拡充や清算基準のあり方について検討すべきである。

¹⁸ 2023年度税制改正大綱において、給与・事業所得に加え、株式や土地建物の譲渡所得その他の合計所得を対象とする合計所得金額から3.3億円を差し引いたうえで22.5%の税率をかけた金額で計算し、これが通常税額を上回る場合に差額を徴収する課税措置が盛り込まれており、2025年分の所得から適用する予定となっている。

3. 新たな成長型経済への移行をめざした必要な税・社会保障制度の見直し

【重点要望事項】

柱となる考え方	重点要望項目
個人のライフコースの選択に中立的な制度	「年収の壁」の抜本的見直しに向けた第3号被保険者の廃止および配偶者控除・配偶者特別控除の廃止 [P12]
分厚い中間層の形成に向けた負担の軽減・調整	給付付き税額控除の一種である、日本版「社会保険料負担軽減税額控除」(日本版TCB (Tax Credit with Benefits) (仮称))の導入 [P13]

(1) 個人のライフコースの選択に中立的な制度の構築

経済社会構造の変化に伴って価値観が多様化していることなどから、ライフコースの選択に中立的な税・社会保障制度の構築が求められる。

特に、パートタイム労働者における就労調整の一因となっている「年収の壁」の抜本的見直しは、昨今の賃上げ効果を所得増および個人消費の活性化につなげていくためにも非常に重要である。そのため、被用者保険の適用拡大や就労の促進を通じて第2号被保険者を増やしつつ、第3号被保険者制度を段階的に廃止すべきである。そのうえで、第2号被保険者に該当しない者については、第1号被保険者として負担を求めることを検討すべき¹⁹である。その際、現行の減免制度²⁰により低所得者に過度な負担を強いないようにするとともに、出産・育児²¹、介護などの事情で働けない者への配慮をあわせて行うことが求められる。なお、これまで適用対象外であった事業者にとっては負担増となるため、労務費の価格転嫁の浸透を後押しする取り組みなども行うことが必要である。

さらに、税制面においては婚姻や所得の稼得形態の選択に中立的な制度が検討される必要がある。そのため、すでに共働き世帯が多く占める現状においては、配偶者控除および配偶者特別控除を廃止すべきである。

¹⁹ 第3号被保険者については、第2号被保険者の配偶者が対象となっている。自営業者などの第1号被保険者の配偶者は負担が求められる状況である。なお、第3号被保険者の98%は女性である。

²⁰ 低所得者への対応としては基準に応じた免除制度が設けられている。世帯主(国保加入者でない場合を含む)と加入している家族の総所得が、国の定める基準額以下の世帯が対象となり、応益割(均等割、世帯割)が区分に応じて3段階(7割、5割、2割軽減)の減額措置がある。

²¹ 第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置が2026年10月から施行される予定。

また、現行の退職所得控除制度を勤続年数に関連付けない仕組みに改め、個人の選択による労働移動を抑制することのないようにすべきである。その際、影響を最小限に留めるよう経過措置も併せて検討される必要がある。

<要望項目>

- 「年収の壁」の抜本的見直しに向けた第3号被保険者の廃止および配偶者控除・配偶者特別控除の廃止
(被用者保険の適用拡大に向けた取り組みによる第2号被保険者の拡大、および第1号被保険者における低所得者や出産・育児や介護を理由に働けない方への配慮)
- 退職金における勤続年数20年以上で退職所得控除額が優遇される制度の見直し
(勤続年数に関連付けない仕組みの導入)

(2) 分厚い中間層の形成に向けた負担の軽減・調整に関する対策

わが国では、税・社会保障の負担²²割合は、一時的な減少を除きほぼ一貫して増加し続けている。また、社会保険料については、所得が低いほど負担が相対的に強まるといった問題がある。中間層の活力維持・向上を図るために、税と社会保険料の負担を一体的に捉え、負担を軽減・調整する新たな制度「日本版『社会保険料負担軽減税額控除』(日本版TCB: Tax Credit with Benefits) (仮称)」を導入すべきである。その際、基盤となるマイナンバー制度のさらなる活用が求められる。

加えて、国民の社会保険料のみならず税も含めた負担の拡大を抑制するために、国民負担率に将来世代が負担する財政赤字(対国民所得比)を加えた、潜在的国民負担率に関する上限の目安設定について検討がなされるべきである。

<要望項目>

- 給付付き税額控除の一種である、日本版「社会保険料負担軽減税額控除」(日本版TCB (Tax Credit with Benefits) (仮称))の導入
- 潜在的国民負担率に関する上限の目安設定に向けた検討

²² 子ども・子育て支援金など社会保険料の枠組みを活用して各施策の財源を捻出する事例が見られるが、本来リスクに備えるために支払う社会保険料と所得再分配機能を有する税といった、それぞれの性質や役割に沿った原理原則に基づいて考えられるべきである。特に、社会保険料は現役世代に多くの負担を求めることに十分留意が必要である。

第2部 2025年度税制改正に関する要望

1. 企業の成長力強化の後押し

(1) 中小企業の成長支援

わが国経済の持続的な成長および分厚い中間層の形成にあたって、企業数や従業員数で多くの割合を占める中堅・中小企業が果たす役割は大きい。そのため、経営力向上を図る企業の設備投資を強く後押しする中小企業経営強化税制を延長すべきである。さらに、中堅企業への成長ポテンシャルが高いといえる売上高 100 億円をめざす中小企業を対象に、現行の取得価額の 10%の税額控除（資本金の額等が 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）を上乗せする措置を講ずるべきである。

また、機械装置等の対象設備の取得や製作等をした場合に、取得価額の 30%の特別償却または 7%の税額控除が選択適用できる中小企業投資促進税制の延長が求められる。

さらに、企業の事業承継を支援すべく、事業承継税制における後継者役員就任要件を撤廃すべきである。

<要望項目>

- 中小企業経営強化税制の延長および税額控除の上乗せ措置の創設
- 中小企業投資促進税制の延長
- 事業承継税制における後継者役員就任要件の撤廃

(2) 企業の防災・減災への取り組みの支援

地震や豪雨災害等の自然災害が頻発するわが国では、防災・減災対策は恒久的に取り組むべき課題であり、企業のBCP策定や防災・減災投資等の自主的な取り組みの後押しが将来にわたって必要となる。そのため、中小事業者に対する防災・減災関連投資への税制優遇措置（中小企業防災・減災投資促進税制）を延長すべきである。

<要望項目>

- 中小企業防災・減災投資促進税制の延長

(3) スタートアップの創出・育成

個人投資家がスタートアップに投資を行った場合に税制優遇が受けられるエンジェル税制については、株式の売買で得た利益を同年にスタートアップに再投資する場合は 20 億円まで非課税となるが、翌年以降に再投

資した場合も優遇を受けられるよう、再投資期間を延長すべきである。

<要望項目>

- エンジェル税制における再投資期間の延長（株式譲渡益が発生した年内から翌年以降への拡大）

（４）人的資本の強化

新たな付加価値を創出する人材の育成に向けて、社会人が大学などで専門的な知識や技術等を学び直す機会を増やすなどの企業の取り組みに対する支援が必要である。そのため、従業員のリスキリング²³に向けて、企業が独自に行う人材育成等に関する費用や、企業が大学等と連携した教育プログラムの開発・実施に係る費用を税額控除すべきである。その中でもDXやGXなど成長分野を牽引する人材の育成に関する費用に係る税額控除割合の上乗せ措置を講ずることを求める。

また、個人における学び直しを支援するために、失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる制度を、「能力開発控除（仮称）」として創設すべきである。

<要望項目>

- 企業が独自に行う人材育成等に関する費用の税額控除
- 企業が大学等と連携した教育プログラムの開発・実施にかかる費用の税額控除
- 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除（仮称）」の創設

（５）企業の中長期的な視点による経営の後押し

企業は、中長期的な視点に立った戦略的な経営のもとで企業価値を向上させることが重要であるが、その実践にあたっては、株式を長期で保有する安定的な株主の存在が大きな支えとなる。そのため、長期保有株主に対する税制優遇措置を設けるべきである。例えば、譲渡制限種類株式等におけるキャピタルゲインに対する低税率化等の優遇措置を導入することなどが考えられる。

<要望項目>

- 長期保有株主に対する税制優遇措置（譲渡制限種類株式等におけるキャピタルゲインに対する低税率化）

²³ リスキリングとは、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する・させること。企業が戦略的に従業員に学ぶ機会を与えるため、就業しながら学ぶことが大半である（なお、リカレント教育は、休職など労働から離れることを前提にしている）。

2. 所得拡大の後押し

(1) 資産形成への支援

中間層においては、子育てや住居関係費などの負担が重く、老後等に備えた資産形成が難しい状況にある。そこで、資産形成における自助努力を後押しする観点から、企業型DC（企業型確定拠出年金）およびiDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金上限額を倍額程度に拡大すべきである。

さらに、中長期的な資産形成が可能となる従業員持株制度において企業が拠出する奨励金の非課税化、および従業員が受け取るインカムゲインに対する課税の低税率化について検討すべきである。

<要望項目>

- 企業型DCおよびiDeCoの掛金上限額の倍額程度への拡大〔再掲〕
- 従業員持株制度において企業が拠出する奨励金の非課税化および従業員が受け取るインカムゲインに対する課税の低税率化

(2) 子ども・子育て支援

社会全体で子どもと子育てを支援していく観点から、政府においては、FRINGE BENEFITの対象範囲の拡充（例：企業が従業員に対して行う育児休業における給与保証（1ヶ月分）、育児や子供の教育関連費用への手当等）を図るべきである。

また、子育て世帯は経済的・物理的に負担が大きいという観点²⁴から、家事・育児関連サービスの利用料の個人所得課税における税額控除の導入についても検討すべきである。加えて、子育て世帯を対象とした住宅ローン控除の上乗せの延長や生命保険料控除の適用限度額の引き上げを求める。

さらに、企業の子育て支援の取り組みへのインセンティブを高めるべく、現行認められている損金算入に加えて、一定の上限枠を設けた上で税額控除を認めるとともに、便益を受ける従業員についても非課税所得とすべきである。加えて、企業による子育て世帯を支援するインセンティブとなるよう、現行の「子ども・子育て拠出金」²⁵について、厚生労働大臣による「くるみん認定」の取得有無等を基準として料率を

²⁴ 少子化対策としては、すでに結婚している、また子どもがいる方に加え、結婚を希望する方も含めた重層的な取り組みが重要との指摘がある。

²⁵ 当会のこども・子育て政策の財源に関する見解については、『中長期的な税財政に関する提言』（2023年10月）を参照。

加減算する仕組みを導入すべきである。

<要望項目>

- フリンジベネフィットの対象範囲の拡充および一定の上限枠を設けた上での税額控除
- 子育て世帯の家事・育児関連サービス利用料の税額控除の導入
- 子育て世帯を対象とした住宅ローン控除の上乗せの延長および生命保険料控除の適用限度額の引き上げ
- 企業が負担する「子ども・子育て拠出金」の料率を加減算する仕組みの導入

3. 地域活性化の後押し

(1) 地域の特性をふまえた事業および投資の後押し

地域経済の活性化および成長・発展に向けて、地域の特性を生かして高い付加価値を創出していくことが重要である。そのため、都道府県および関係市町村が作成する基本計画に適合する地域経済牽引事業計画の策定に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができる地域未来投資促進税制の適用期間を延長すべきである。

<要望項目>

- 地域未来投資促進税制の延長

(2) 地域社会への貢献を後押しする寄附税制の拡充

多様なステークホルダーへの分配という観点から、企業が地元の地域社会に対する継続的かつより積極的な取り組みを促すために、企業版ふるさと納税制度の恒久化や、寄附の適用対象範囲を本社所在地の自治体にも拡大すべきである。加えて、さらなる制度の利活用を促進するために、寄附金全額の税額控除を可能とすることが求められる。

また、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入することができる、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額²⁶を引き上げるとともに、限度額の超過分を翌年度以降5年間にわたり繰り越しできるようにすべきである。

²⁶ 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額は、普通法人や協同組合等および人格のない社団等の場合、「[(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額)×当期の月数を12で割った数×1,000分の3.75+所得の金額×100分の6.25]×2分の1」にて算出される。

<要望項目>

- 企業版ふるさと納税制度の恒久化、適用対象範囲の拡大（本社が所在する自治体への寄附および税額控除対象を寄附金全額に拡大）
- 特定公益増進法人に対する寄附金に関する特別損金算入限度額の引き上げおよび限度額超過分の繰り越し（翌年度以降5年間）

（3）国際金融都市機能強化につながる税制支援

今年6月の国家戦略特区諮問会議において、金融・資産運用特区実現パッケージが公表され、大阪が金融・資産運用特区に指定された。大阪・関西における国際金融都市の実現に向けては、当該特区を活かした、金融市場の活性化、金融分野等の高度外国人材の活躍、および投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備が必要である。その一環として、金融系外国企業等に係る法人税（国税）の軽減措置、および金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大（デリバティブ取引の追加）に取り組むべきである。

<要望項目>

- 金融系外国企業等に係る法人税（国税）の軽減措置
- 金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大（デリバティブ取引の追加）

V. おわりに

わが国における経済社会構造が変化するなかで、税制・財政・社会保障制度の分野で現行制度を維持し続けることはもはや困難であり、大胆な見直しを進めていく必要がある。これを実行していくためには、国の将来像を見据えながら、見直しに向けた道筋を明らかにしつつ、確実に取り組むことが求められる。また、国民生活に広く関わるため、透明性を確保しながら、優先順位と難易度を勘案し、時間軸を意識しながら取り組む必要がある。

本提言では、中長期的視点に立った財政健全化、経済社会における好循環の実現といった視点から、社会保障制度および税財政に関する見直しに向けた提言を行った。政府においては、現行の経済社会システムを大胆に見直すことで、企業の投資を促し、自律的な経済成長と好循環を実現していくとともに、社会保障制度の改革を含む財政健全化に向けた強い姿勢を国内外にあらためて示すことを期待したい。

引き続き、企業においては、付加価値を創出する主体として経済活動を牽引するとともに、雇用機会の維持・創出、賃金・配当の原資となる付加価値の創造および税・社会保険料の担い手といった多様な側面から、社会・地域の繁栄発展や国民・従業員の生活基盤を支えるなど、「社会の公器」としての役割を果たしていく。

当会では税制・財政・社会保障に関する様々な検討課題について、今後とも歳出・歳入両面から議論を深め、適宜、政策提言を行うとともに実現に向けた活動を展開していく。

以 上

参考資料

○参考1：社会保障（医療・介護）の姿

(2024年4月2日 内閣府「中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②」より抜粋)

○参考2：日本版「社会保険料負担軽減税額控除」のイメージ

○参考3：独立財政機関に関する提言 概要 (2022年8月26日 関経連公表)

○参考4：社会保障制度に関する提言項目の一部を実施した際の抑制効果

参考1：社会保障（医療・介護）の姿

- 医療・介護費の伸びは、自然体では経済の伸びを上回る見込み。
- 医療費について、高齢化や人口要因による伸びは、今後、縮小傾向となる一方、医療の高度化等の他の要因による伸び（現状では年率1%程度）は、高額医療へのシフト等により、更に高まる可能性も。
- 介護費については、高齢化等の要因により、一貫して増加。（詳細はp16、17参照）

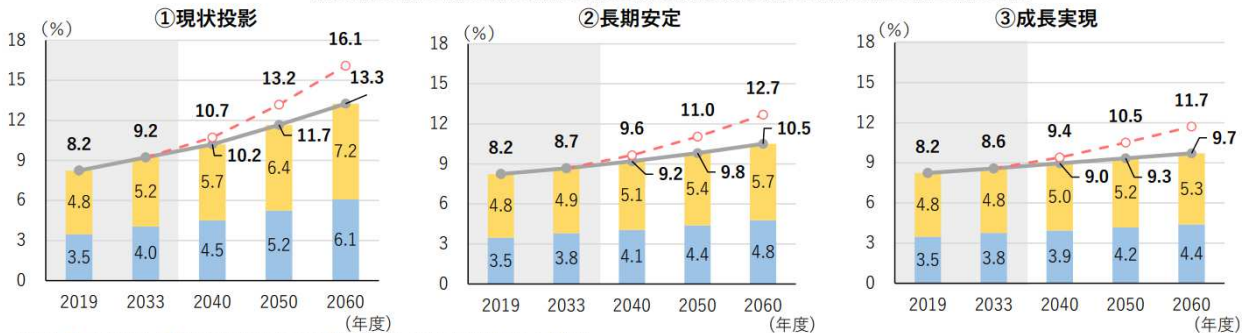
医療・介護給付の推計の考え方
中長期試算延伸後（2034～60年度）

以下を考慮 ※「その他要因」は医療費のみ考慮

- ・人口構成の変化
- ・単価の伸び（賃金・物価上昇率）
- ・その他要因（医療の高度化等）
 - 年率1%（これまでの実績を考慮）
 - 年率2%（医療の高度化が加速）



医療・介護の給付と負担（対GDP比）



（備考）1. 右上図は、健康保険組合連合会「令和4年度高額レセプト上位の概要」より作成。
 2. 試算結果は、厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」、「介護給付費等実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」等により作成。2019年度は実績。試算値については、2024年度までは実績と予算等の伸び率から推計、それ以降は、年齢階級ごとの一人当たりの医療費の伸び：0.5×消費者物価上昇率+0.5×賃金上昇率+その他要因、一人当たり介護費の伸び：0.35×消費者物価上昇率+0.65×賃金上昇率、として推計。中長期試算延伸後の賃金上昇率には、就業者一人当たり名目GDP成長率を使用。
 3. 給付については、保険給付とし、医療・介護扶助や地方単独事業等による公的給付等は含んでいない。公費負担は現行の各制度の負担率を用い、保険料負担は残差として計算。

出典：2024年4月2日 内閣府「中長期的に持続可能な経済社会の検討に向けて②」より抜粋
 (https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2024/0402/shiryu_05.pdf)

参考2：日本版「社会保険料負担軽減税額控除」のイメージ

- 相対的に社会保険料の負担が重い世帯に対して所得税から税額控除を行い、所得が低く税額控除しきれない場合は、その差額を税ではなく、社会保険料から差し引く新たな制度を導入することにより、税と社会保険料の双方の負担を一体で調整することが可能となる。

<基本的な考え方>

・低所得者ほど負担感が重い逆進性の問題を抱える社会保険料について、その軽減を目的とした新たな制度を導入する。税収中立を原則とし、税額控除あるいは社会保険料を軽減する財源として、給与所得控除の縮減と配偶者控除の廃止を行う。

<制度設計案>

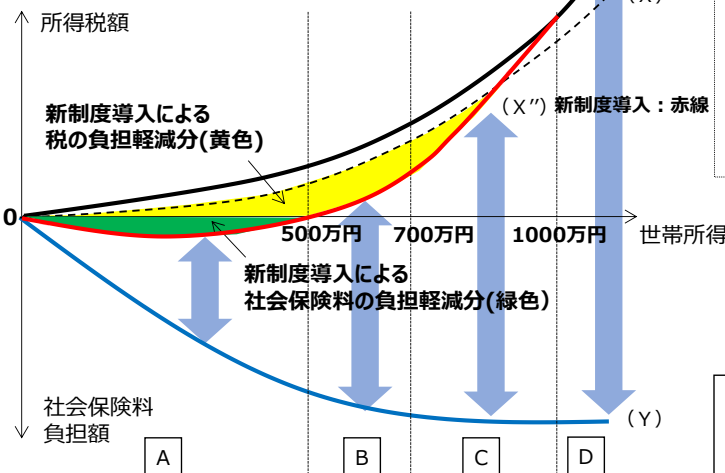
・配偶者控除を廃止 + 給与所得控除を現行制度から全世帯20万円縮減。
 ・新制度による税・社会保険料の負担軽減額は、以下の通りとする。

※社会保険料の負担軽減は、世帯所得500万円までが対象となる。

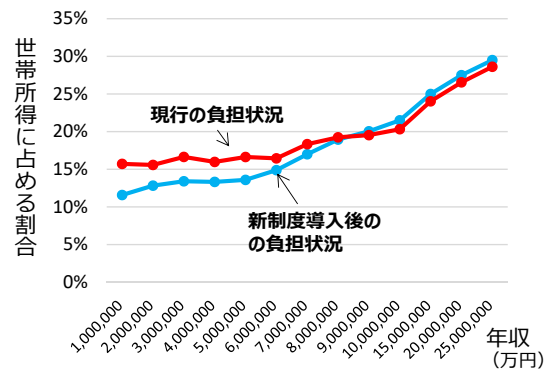
（世帯所得 0万円～500万円まで 所得額×4.2%）
 （世帯所得500万円～700万円まで 一律21万円（上限））
 （世帯所得700万円～1000万円まで 21万円－（所得額－700万円）×7%）

・本制度適用を受けるためには、週20時間以上の就労を条件とする。

◆制度のイメージ図



◆所得税・社会保険料合計額の世帯所得に占める割合(制度導入の効果)



※世帯主39歳未満、配偶者あり（専業主婦・主夫）の2人世帯を想定
 ※社会保険料は、厚生年金保険および健康保険料のみ考慮
 （出所：財務省、総務省資料より事務局作成）

----- (X) 現行の所得控除制度における所得税額
 - - - - (X') 所得控除縮減に伴う所得増税
 - - - - (X'') 新制度導入後の負担軽減効果
 ※世帯所得500万円までの世帯は税額控除に加え社会保険料が軽減され、世帯所得500万円～1000万円の世帯は税額控除を受けられる。
 - - - - (Y) 現行の社会保険料負担額
 <---> 新制度導入後の税・社会保険料負担の合計額

- A：税額控除 + 社会保険料負担軽減 > 増税
- B：税額控除 > 増税
- C：税額控除 < 増税 ※世帯所得約850万円で、税額控除額と増税額が等しくなる
- D：増税のみ

参考3：独立財政機関に関する提言 概要（2022年8月26日 関経連公表）

財政の信頼性・透明性向上に必要な視点

中立的かつわが国公式の将来見通しの提示・活用

中立的な経済・財政・社会保障に関する将来見通しを提示し、それらをわが国公式のものとして位置付け、わが国財政のあり方の検討や予算審議などへ活用することが必要。

将来世代のための仕組みの導入および情報発信

将来世代の受益と負担について考慮する視点を、予算編成等の議論に反映する仕組みが必要。また、国民全体がわが国財政の状況等について正しく学び、理解するための情報発信が必要。

多くの国で導入されている独立財政機関の設置

独立財政機関は、OECD加盟38カ国の内、29カ国で設置され、G7で日本だけが未設置。財政がバナンス強化に向けて、抜本的な手立てを講じることが必要。

独立財政機関 機能・役割 位置づけ

機能・役割

経済・財政・社会保障に関する
中長期予測 評価・検証

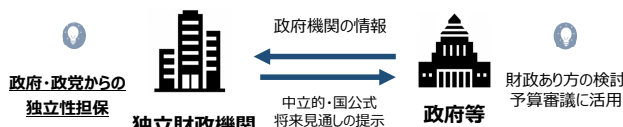
政府が掲げる
財政計画の評価、
財政の持続可能性分析

政府や国民への
財政状況の
情報発信・広報活動

位置づけ

- 独立財政機関による将来見通しを我が国公式のものとして位置づけ、予算編成等の財政運営に活用する環境を整える必要がある。
- 正確かつ客観的な将来見通しの提示や政府の財政計画等について分析・評価するために、**政府情報へのアクセス権を法律で規定すべき**。

独立財政機関 設置形態



- 諸外国の事例を見ると、政府や政党からの独立性を担保する設置場所や対策を講じたうえで、経済・財政・社会保障に関する将来見通しの提示などを実施する工夫がされている。
- わが国における独立財政機関の設置形態は、諸外国の事例などを参考に、中立性の観点から、各機関への設置の可能性について議論を深める必要がある。

参考4：社会保障制度に関する提言項目の一部を実施した際の抑制効果

- 本意見書における社会保障制度に関する要望項目のうち、各組織において関連した試算を行っているものについて、その概要および抑制効果額を以下に示している。

当会提言における項目	各組織における関連する試算の概要	抑制効果額
公的医療保険の適用範囲の適正化 (市販品類似薬など必要性の低いものを除外)	<p>「政策立案に資するレセプト分析に関する調査研究VI」 (2023年9月 健康保険組合連合会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処方されている薬剤が OTC 類似薬のみであるレセプトについて、医療費および処方額を試算。 ・ 本調査の分析対象レセプトにおいて、2021年10月～2022年9月の期間におけるOTC類似薬の処方額は453億円。処方されている薬剤がOTC類似薬のみのレセプトを集計した場合、OTC類似薬の処方額は127億円、全国推計値(65歳未満)では919億円。 [URL: https://www.kenporen.com/press/2023-09-07-16-24.shtml] 	▲919億円
現役世代の負担軽減に向けた公的医療保険における自己負担の見直し（全世代原則同率負担）	<p>「社会保障制度改革の中長期提言」（2024年6月 三菱総合研究所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応能負担を導入することを目的に、金融資産（預貯金や証券等）を考慮した自己負担割合の設定を提言。 ・ 自己負担割合は、医療介護ともに、原則3割とすることを想定。 ・ 一方、金融資産の少ない高齢者の負担が過度に高まることを防ぐ想定も考慮。一つは、高額療養費制度と高額介護サービス費制度の上限は維持する想定。二つ目として、自己負担を3割とする対象者を絞り込んでいる。具体的には、介護については特定入所者介護サービス費（補給給付）対象者の割合を参考に、受給者のうち40%の対象者を自己負担3割に引き上げ。場合とした。また、医療は、長期間継続的に利用される介護サービスと性質が異なる。そのため、高齢者の年間医療費の動向等を考慮した上で、70歳以上のうち70%の対象者を自己負担3割に引き上げる想定。 ・ 試算では、高額療養費制度等を考慮した上で、金融資産に応じた応能負担の導入により、医療・介護給付費が抑制される効果額をそれぞれ1.2兆円、0.9兆円と試算。 [URL: https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/policy/20240614.html] 	▲1兆2,000億円
公的介護保険における自己負担の見直し（原則3割負担）		▲9,000億円